

## 令和4年度・第31回農業委員会総会進行

開催日 令和4年10月27日(木) 13:00～14:30

開催場所 薩摩川内市セントピア

出席委員 (17名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	枇杷 繁	2	谷山 隆信	3	山路 一浩
4	西一裕一郎	5	乙須 紀文	6	岸 広光
7	小城 義己	8	梶原 拓二	9	下茂 正憲
10	木場 祐二郎	11	新屋 純子	12	薬師寺 しげ子
13	磯道 博和	14	小園 光男	15	峯元 敏郎
16	中島 弘和	17	永留 智史	18	高橋 百合恵
19	別府 生次				

欠 員 (0名)

欠席委員 (2名)

遅刻委員 (0名)

出席推進委員 (20名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	田島 征男	22	竹田 栄次	23	永吉 康之
24	箱川 滋三	25	福壽 久雄	26	有馬 康夫
27	武田 芳久	28	古川 梓	29	上小川 文男
30	牧田 信一	31	高木 成寛	32	濱田 勉
33	高橋 公和	34	奥 透	35	鶴屋 賢了
36	田中 浩徳	37	木場 貞実	38	濱田 義博
39	鬼塚 幸男	40	永留 直志	41	中野 政弘

欠席推進委員 (1名)

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原G長・平野G員・泉G員  
中城G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長 (農業委員会会長) \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 7番 \_\_\_\_\_ ⑩

\_\_\_\_\_ 8番 \_\_\_\_\_ ⑩

議事録作成者 \_\_\_\_\_ 局長代理 \_\_\_\_\_ ⑩

令和4年度 第31回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報告

- 報告第 108号 農地形質変更届の専決処分について  
報告第 109号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について  
報告第 110号 非農地証明発行の専決処分について  
報告第 111号 農地転用事実証明願の専決について（承継なし）

6 議事

- 議案第 356号 農地転用事業計画変更申請の意見決定について  
（承継なし）  
議案第 357号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について  
（知事処分）  
議案第 358号 農地転用事業計画変更申請の意見決定について  
（承継あり）  
議案第 359号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移  
転・売許可申請承認について（知事処分）  
議案第 360号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定  
許可申請承認について（知事処分）  
議案第 361号 非農地証明願承認について  
議案第 362号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移  
転・売許可申請承認について  
議案第 363号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移  
転・贈許可申請承認について  
議案第 364号 農用地利用集積計画案(利用権設定)の意見決定  
について  
議案第 365号 農用地利用集積計画案(所有権移転)の意見決定  
について  
議案第 366号 農用地利用集積計画案(農地中間管理権設定)の  
意見決定について  
議案第 367号 薩摩川内市立地適正化計画（防災指針）策定委員  
の推薦について

7 その他

- (1) 現地調査及び総会の日程等について  
(2) その他

## 【 1 3 : 0 0 開 会 】

- 会 長 第 3 0 回 総 会 後 の 経 過 を 踏 ま え て 「 あ い さ つ 」
- 議 長 た だ 今 か ら 、 第 3 1 回 薩 摩 川 内 市 農 業 委 員 会 総 会 を 開 催 い た し  
ま す 。 局 長 に 委 員 の 出 席 状 況 を 報 告 さ せ ま す 。
- 局 長 定 数 1 9 名 、 現 在 員 数 1 9 名 、 出 席 委 員 1 7 名 、 欠 席 委 員 は 2  
名 で 、 4 番 : 西 裕 一 郎 委 員 と 1 7 番 : 永 留 智 史 委 員 で あり 、 欠  
席 届 が 提 出 さ れ て お り ま す 。
- な お 、 本 日 出 席 の 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 は 2 0 名 で す 。
- 以 上 で 報 告 を 終 わ り ま す 。
- 議 長 お 聞 き の と お り 、 本 会 は 農 業 委 員 等 に 関 す る 法 律 第 2 7 条 第 3  
項 の 規 定 に よ り 、 出 席 委 員 は 過 半 数 に 達 し て い る た め 有 効 に 成 立 い  
た し ま し た 。 そ れ で は 本 日 の 総 会 を 、 会 次 第 に よ り 進 め て 参 り ま す 。
- ま ず 、 主 要 事 務 処 理 経 過 報 告 に つ い て 、 事 務 局 の 説 明 を お 願 い  
し ま す 。
- 局 長 代 理 主 要 事 務 処 理 経 過 報 告 に つ い て 説 明 い た し ま す 。
- 総 会 資 料 の 1 ペ ー ジ を ご 覧 く だ さ い 。
- 1 0 月 5 日 に 定 例 常 設 委 員 会 が マ リ ン パ レ ス か ご し ま で 開 催 さ  
れ 、 会 長 は 所 要 に よ り 欠 席 さ れ て い ま す 。
- 続 い て 、 1 1 日 ・ 1 2 日 に 定 例 現 地 調 査 を 実 施 し て お り ま す 。
- 次 に 、 1 2 日 に 農 業 者 年 金 加 入 推 進 特 別 研 修 会 が 鹿 児 島 市 サ ン  
ロ イ ヤ ル ホ テ ル で 開 催 さ れ 、 小 城 委 員 、 新 屋 委 員 、 中 島 委 員 、 谷  
山 委 員 、 事 務 局 か ら 平 野 G 員 が 出 席 し て い ま す 。
- 1 7 日 に 第 3 0 回 運 営 委 員 会 が 本 庁 舎 5 0 2 会 議 室 に て 開 催 さ  
れ て お り ま す 。
- 2 4 日 か ら 2 5 日 に 九 州 ・ 沖 縄 ブ ロ ッ ク 女 性 農 業 委 員 ・ 推 進 委  
員 研 修 会 が 、 福 岡 県 ソ ラ リ ア 西 鉄 ホ テ ル 福 岡 で 開 催 さ れ 、 薬 師 寺  
委 員 、 新 屋 委 員 、 高 橋 委 員 、 事 務 局 か ら 梶 原 G 長 が 出 席 さ れ て い  
ま す 。
- そ し て 、 本 日 第 3 1 回 農 業 委 員 会 総 会 が 薩 摩 川 内 市 セ ン ト ピ ア  
で の 開 催 と な っ て お り ま す 。
- 以 上 、 説 明 を 終 わ り ま す 。
- 議 長 主 要 事 務 処 理 経 過 報 告 が 事 務 局 よ り ご ざ い ま し た が 、 2 4 日 か ら  
2 5 日 に 開 催 さ れ ま し た 、 九 州 ・ 沖 縄 ブ ロ ッ ク 女 性 農 業 委 員 ・ 推 進

委員研修会について、薬師寺委員から報告をお願いいたします。

薬師寺委員 12番薬師寺が報告いたします。去る10月24日・25日に九州沖縄ブロック農業委員会女性農業委員研修会が3年ぶりに福岡県で開催されましたので、新屋委員、高橋委員、薬師寺、事務局梶原職員が出席しました。

259名の参加で県域を越えた他県の活動内容等について、情報収集意見交換を行うべき一同に会し、地域農業者等の期待に応える活動を展開するための研修会が開催されました。

耕作放棄地解消をきっかけに、JA福岡八女の女性部が中心としたグループくらのが、植物から栽培する方法で12年の歳月をかけて確立をし、葉を使って書初めをしたり、根を煎じた品物を完成させております。農業や地域が活性化され、次世代にバトンを渡す時が来たという感がありました。

パネルディスカッションは農業委員会女性委員の農業推進の取り組みと課題がテーマで話し合いがされました。

交流会では、各県の方と話す機会があったのですが、何しろコロナの中でパーティションがあり、皆さんで話すことが難しかったのが残念でしたが、有意義な時間でした。

議長 只今報告がありましたが、他に何か、御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、  
7番：小城 義己（こじょう よしみ）委員  
8番：梶原 拓二（かじはら たくじ）委員をお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第108号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第108号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号5番から7番までの3件です。登記地目 田2筆 10,370 m<sup>2</sup>、畑1筆 66 m<sup>2</sup>、合計3筆 10,436 m<sup>2</sup>の届出がありました。

内容といたしましては、5番、6番が盛土をして、畑としての有効利用を図るため、7番が耕作管理のための駐車場整備の届出となります。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第108号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第108号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第108号を終ります。

次に、報告第109号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第109号を説明いたします。資料は3ページから7ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号49番から72番までの24件です。登記地目、田5筆 4,101 m<sup>2</sup>、畑27筆 27,416 m<sup>2</sup>、合計32筆 31,517 m<sup>2</sup>の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は受理番号72番の1件です。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第109号に係る説明を終ります。

議長 ただ今、事務局より報告第109号の説明が終わりました。これにつきまして、何かご質疑、ご意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

質疑がありませんので、報告第109号を終わります。

次は報告第110号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理

報告第110号を説明いたします。資料は8ページから11ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号54番から72番までの19件で、登記地目 田18筆 15,134㎡、畑5筆 4,207㎡、合計23筆 19,341㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第110号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局より報告第110号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

質疑がありませんので、報告第110号を終わります。

次に、報告第111号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理

報告第111号を説明いたします。資料は12ページをご覧ください。

今月は、受理番号5番の1件で、登記地目 田1筆 440㎡の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

内容といたしましては、平成16年12月22日付指令農振第5-1846号、転用目的「資材置場」で許可を受けられています。

転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

現地確認については、山路一浩委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

以上で、報告第111号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局より報告第111号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　質疑がありませんので、報告第111号を終ります。  
それでは、会次第6の議事に入ります。  
先ず、議案第356号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について」を議題とします。  
事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 　　議案第356号を説明いたします。資料は13ページをご覧ください。

　　今月は、受理番号1番の1件で、登記地目 田2筆 1,268 m<sup>2</sup>の事業計画変更申請がありました。

　　内容といたしましては、1番は、令和4年8月10日付指令農振第1005-267号で、「共同住宅・駐車場」で農地法第5条転用売許可を受けていましたが、転用目的を「共同住宅・店舗・駐車場」に事業計画変更するため、提出されたものです。なお、この後提案いたします議案第357号12番と同時申請となります。

　　以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

　　以上で議案第356号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終了しました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 　　5番乙須が、1番を報告いたします。

　　10月12日、濱田推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。



議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。  
ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

峯元委員 　　15番、峯元が11番を報告いたします。  
10月12日、鶴屋委員と事務局 泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。  
位置図6ページ、調査表5ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑で保全管理されておりました。  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

乙須委員 　　5番、乙須が12番を報告します。  
調査日・調査員は先程のとおりです。  
位置図5ページ、調査表4ページをご覧ください。  
申請地の現況は、田で保全管理されておりました。  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　(なしの声あり)

議長 　　ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第357号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　(挙手)

議長 　　賛成全員であります。議案第357号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。  
次に、議案第358号「農地転用事業計画変更申請の意見決定

について（承継あり）」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 358 号を説明いたします。資料は 15 ページをご覧ください。

今月は、受理番号 3 番の 1 件で、登記地目 田 1 筆 508 m<sup>2</sup>の事業計画変更申請がありました。

内容といたしましては、3 番は、令和 4 年 5 月 16 日付指令農振第 1005-61 号で、「一般住宅」で農地法第 5 条転用売許可を受けていましたが、一身上の都合により計画を断念することとなり、不動産業を営む法人が事業を継承し、「宅地分譲」とする事業計画変更申請書が提出されたものです。なお、この後提案いたします議案第 359 号 84 番と同時申請となります。

以上 1 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 358 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 5 番、乙須が 3 番を報告します。

調査日・調査員は先程のとおりです。

位置図 7 ページ、調査表 6 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されています。

当初、一般住宅を建築する計画でありましたが、一身上の都合により実行が困難となった為、新たに申請人に事業を承継し事業計画を変更するものです。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のようなことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、承認が相当と判断しました。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。  
議案第 358 号については、原案のとおり許可相当と意見決定

することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第358号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第359号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長

議案第359号を説明いたします。資料は16ページから19ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号74番から84番までの11件で、登記地目 田8筆 6, 870㎡、畑7筆2, 257.54㎡、合計15筆9, 127.54㎡の申請がありました。

内容について説明いたします。

受理番号74番、77番から79番、81番から84番は、一般住宅と通路、共同住宅と駐車場、一般住宅、宅地分譲の目的で申請されるものです。

また、受理番号75番、76番、80番は、貸駐車場、月極駐車場で申請されるものです。

74番は、通路となる土地については、土地所有者が2分の1、申請者が、それぞれ6分の1の持分となります。

78番は、仮換地実測469・92㎡、79番は、仮換地実測311・82㎡、80番は、2087番 宅地と一体利用で、仮換地実測総面積は、673・42㎡となります。

84番は、議案第358号3番と同時申請となります。

以上11件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第359号に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

峯元委員 15番、峯元が74番を報告いたします。  
調査日・調査員は先程のとおりです。  
位置図6ページ、調査表7ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑で保全管理されてきました。  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

乙須委員 5番、乙須が75番を報告します。  
調査日・調査員は先程のとおりです。  
位置図8ページ、調査表8ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑で保全管理されてきました。  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

枇杷委員 1番、枇杷が76番を報告いたします。  
10月12日、有馬委員と事務局 杉安職員、中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。  
位置図9ページ、調査表9ページをご覧ください。  
申請地の現況は、田で保全管理されてきました。  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

乙須委員 5番、乙須が77～78番を報告します。  
調査日・調査員は先程のとおりです。  
まず77番は、位置図10ページ、調査表10ページをご覧ください。  
申請地の現況は、田で保全管理されてきました。  
次に78番は、位置図11ページ、調査表11ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑で保全管理されてきました。  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

枇杷委員 1 番、枇杷が 7 9 番を報告いたします。  
調査日・調査員は先程のとおりです。  
位置図 1 2 ページ、調査表 1 2 ページをご覧ください。  
申請地は土地区画整理区域内にあり、申請地の現況は、畑で保全管理されていました。  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

峯元委員 1 5 番、峯元が 8 0 番を報告いたします。  
調査日・調査員は先程のとおりです。  
位置図 1 3 ページ、調査表 1 3 ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

乙須委員 5 番、乙須が 8 1～8 4 番を報告します。  
調査日・調査員は先程のとおりです。  
まず 8 1 番は、位置図 1 4 ページ、調査表 1 4 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。  
次に 8 2 番は、位置図 1 5 ページ、調査表 1 5 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。  
次に 8 3 番は、位置図 1 6 ページ、調査表 1 6 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。  
次に 8 4 番は、位置図 7 ページ、調査表 6 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第359号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長 賛成全員であります。

議案第359号については、許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達することに決定します。

次に、議案第360号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長

議案第360号を説明いたします。資料は20ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号85番、86番の2件で、登記地目 田5筆1,744㎡、畑1筆191㎡、合計6筆 1,935㎡の申請がありました。

内容について説明いたします。

受理番号85番は、市内で食品業を営む法人が、申請地を借り受け、駐車場とします。86番は、全国でコンビニを運営している法人が、申請地を借り受け、店舗・駐車場の目的で申請されるものです。なお、10590番1宅地 外3筆と一体利用で総面積2,728.54㎡となります。また、申請地内にある水路・里道については、占用許可を受け、利用します。

以上2件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第360号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員

83番、山路が、85番から86番を報告します。

10月11日、鬼塚推進委員と事務局 梶原・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。



7番は、平成8年に親族が居宅を建て替える以前から、私道、駐車場、宅地の一部として利用されています。薩摩川内市農業員会非農地証明書の発行基準3に基づき、20年以上を経過していることを確認いたしました。

25番、26番及び28番は、いずれも20年以上前から耕作しておらず、原野化しています。

農地復元が著しく困難な場合や周囲の状況からみて、農地復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に限り、申請者の申し出により「利用状況調査をいつでもできる」とされていることから、申請地の現況確認を行い、原野化していることを確認しました。

受理番号23番、27番は「宅地」、24番は「雑種地」、25番、26番、28番は、「原野」として、不動産登記法に係る地目をそれぞれ変更するために申請されるものです。

従って、非農証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第361号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

峯元委員 　　15番、峯元が23番、24番を報告いたします。

調査日・調査員は先程のとおりです。

23番は、位置図19ページ、調査票19ページをご覧ください。

申請地の現況については、宅地の私道として利用されていました。

24番は、位置図20ページ、調査票20ページをご覧ください。

申請地の現況については、雑種地で駐車場として利用されました。

23番、24番共に、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

乙須委員 　　5番、乙須が25番～26番を報告します。

調査日・調査員は先程のとおりです。

25番は、位置図21ページ、調査票21ページをご覧ください。

申請地の現況については、原野です。20年以上前から耕作しておらず、原野化しております。

26番は、位置図21ページ、調査票22ページをご覧ください。

申請地の現況については、原野です。20年以上前から耕作しておらず、原野化しております。

25番、26番、いずれも本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

枇杷委員

1番、枇杷が27番を報告いたします。

調査日・調査員は先程のとおりです。

位置図22ページ、調査票23ページをご覧ください。

申請地の現況については、宅地で、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

乙須委員

5番、乙須が28番を報告します。

調査日・調査員は先程のとおりです。

位置図23ページ、調査票24ページをご覧ください。

申請地の現況については、原野です。20年以上前から耕作しておらず、原野化しております。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

中島委員

調査票21ページと22ページの隣接農地に対する日照通風対策のところの説明をお願いします。

事務局

ここの南側・北側は同じく隣接していますが、それぞれが、非農地化しているということで、かっこ書きで非農地と記載しています。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第361号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長 賛成全員であります。議案第361号は原案どおり決定されました。

次は、議案第362号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長

議案第362号を説明いたします。資料は、23ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号67番から70番の4件で、田2筆1,495㎡、畑2筆726㎡、合計4筆2,221㎡の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」「営農開始」、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

69番は、新規営農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第362号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員

5番、乙須が67番を報告します。

調査日・調査員は先程のとおりです。

位置図24ページ、調査表25ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

申請人の規模拡大のための権利取得で、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

枇杷委員

1番、枇杷が68番を報告いたします。

調査日・調査員は先程のとおりです。

位置図25ページ、調査表26ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

権利取得者は果樹を栽培予定で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

山路委員

3番、山路が、69番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図26ページ、調査表27ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

申請人は、新規就農の権利取得です。

営農計画書が添付され、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

高橋委員

18番、高橋が70番を報告いたします。

去る10月11日、谷山委員、事務局の梶原職員、泉職員と現地調査を行いました。

位置図27ページ、調査表28ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

権利取得者は規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第362号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第362号は原案のとおり意見決定されました。

次は、議案第363号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 議案第363号を説明いたします。資料は24ページから25ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号71番から74番の4件で、登記地目田9筆6, 392㎡、畑1筆673㎡、合計10筆 7, 065㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、「親族間」等の贈与によるものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第363号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

峯元委員 15番、峯元が71番を報告いたします。

調査日・調査員は先程のとおりです。

位置図28ページ、調査表29ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりました。

権利取得者は親族からの受贈で、野菜を栽培予定です。営農計画書も添付されております。

経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

乙須委員

5番、乙須が72番を報告します。

調査日・調査員は先程のとおりです。

位置図29ページ、調査表30ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。

申請人の規模拡大のための権利取得で、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

枇杷委員

1番、枇杷が73番、74番を報告いたします。

調査日・調査員は先程のとおりです。

73番は位置図30ページ、調査表31ページをご覧ください。

申請地の現況は、4305番は田で保全管理されていました。

4362番1、4363番は田で耕作されていました。

4026番外3筆は現況地目は畑で果樹が栽培されておりました。

74番について、位置図31ページ、調査表32ページをご覧ください。申請地の現況地目は田で中央部は水稻を栽培され、外は保全管理されていました。

73番は、権利取得者は父からの受贈であり、継続して水稻を栽培予定で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

74番は、権利取得者は母からの受贈であり、野菜等を栽培予定で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第363号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第363号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第364号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号130番です。

先ず議事参与案件を除く受理番号131番から141番の案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 議案第364号を説明いたします。資料は26ページから28ページをご覧ください。

今月の申請は、田11,689㎡、畑4,817㎡、合計16,506㎡の申請がありました。

利用権設定12件中、認定農業者等に係わる分は7件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号131番から141番については、申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長 議案第364号議事参与案件を除く、受理番号131番から141番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第364号、議事参与案件を除く受理番号131番から141は原案のとおり意見決定されました。

次は、議案第364号受理番号130番に係る議事参与案件について審議に入ります。

小城 義己（こじょう よしみ）委員は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

小城委員（退席・退室）

議長 議案第364号受理番号130番に係る議事参与案件につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受け、議案第364号受理番号130番に係る利用権設定の受人が、当委員会農業委員の小城義己委員が役員の法人ですので、内容説明をいたします。資料は27ページをご覧ください。

受理番号130番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

委員・推進委員（なしの声あり）

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第364号受理番号130番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員（挙手）

議長 賛成全員であります。議案第364号、受理番号130番は原案のとおり意見決定いたします。

小城委員の入室をお願いします。

小城委員（入室・着席）

議長 議案第364号は、原案のとおり意見決定されましたので、薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第365号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号9番ですが、本日、永留 智史（ながどめ さとし）委員が欠席しておりますので、そのまま審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 議案第365号を説明いたします。資料は29ページから30ページをご覧ください。

今月の申請は6件で、田7, 212㎡、畑695㎡、合計7,907㎡の申請がありました。

所有権移転6件、認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法第21条第1項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記となります。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号10番から14番については、申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第365号受理番号9番に係る所有権移転の受人が、当委員会農業委員の永留智史委員ですので、内容説明いたします。資料は30ページをご覧ください。

受理番号9番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第365号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長

賛成全員であります。

それでは、議案第365号は、原案のとおり意見決定されたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第366号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長

議案第366号を説明いたします。資料は、31ページから35ページをご覧ください。

今月の申請は、田4,664㎡、畑30,148.27㎡、合計34,812.27㎡の申請がありました。

管理権設定25件中、認定農業者等に係る分は、22件です。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第366号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第366号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第367号「薩摩川内市立地適正化計画（防災指針）策定委員会委員の推薦について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第367号「薩摩川内市立地適正化計画（防災指針）策定委員会委員の推薦について」を説明いたします。資料は36～37ページになります。

はじめに37ページに市長からの10月4日付けで策定委員会委員について、農業委員会から1名の推薦依頼文が届いており、担当課は、都市整備課になります。

なお、今回の策定委員会委員の推薦は新規で行われるものです。続いて36ページ議案の提案理由の欄をご覧ください。

提案理由でございますが、本市では、持続可能なまちづくりを目指すため、令和元年度に薩摩川内市立地適正化計画を策定し、都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定した。本計画は約20年後を目途にゆるやかに居住を誘導し、人口密度を維持することで生活利便性を持続的に確保することを目的としている。立地適正化計画の防災指針を策定するにあたり、居住誘導区域等の防災対策を検討・審議するために、同策定委員会の委員の候補者1名を推薦する必要がある。これが本案提出の理由です。

ここで、議案資料中ほどをご覧ください。令和4年11月1日施行の策定委員会の規則ですが、第3条で委員の構成は、委員14人以内で組織され、第2項第1号の学識経験のあるものに今回推薦の委員が位置付けされています。委員の任期は下段の参考部分に令和4年11月14日から令和6年3月31日までとなっております。なお、現在の農業委員さん方の任期は、令和5年4月30日までとなっておりますので、今般推薦された委員さんは、令和5年4月末日で、一旦辞表のご提出を頂き、5月以降新しくご任命された委員さんで改めて在任期間の任期までの委員の推薦を頂くこととなります。

以上で議案第367号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

この案件については、運営委員会で協議しておりますので、その協議内容について報告してください。

梶原委員 10月17日(月)開催の運営委員会において、上小川 文男(かみこがわ ふみお)委員を推薦することが協議されましたので、報告いたします。

議長 ただ今、上小川 文男(かみこがわ ふみお)委員を推薦するという運営委員会の協議結果報告がありましたが、ご意見等はございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 なしということですので、上小川 文男(かみこがわ ふみお)委員を薩摩川内市立地適正化計画(防災指針)策定委員会委員として推薦するという事で賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第367号「薩摩川内市立地適正化計画(防災指針)策定委員会委員の推薦について」は、上小川 文男(かみこがわ ふみお)委員を推薦することに決定いたします。

議長 以上で本日の議案の審議は、全て終了しました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 11月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

局長代理 11月の行事予定(案)について説明いたします。お手元に配付しております来月の現地調査及び3ヶ月行事予定表をご覧ください。

初めに、来月の現地調査ですが、本庁が9日(水)、各支所が10日(木)です。議案発送は11月18日(金)、11月総会は11月25日(金)13時からセントピアで、12月総会は12月23日(金)13時~セントピアです。

次に、裏面をご覧ください。来月から1月までの3ヶ月予定表です。

11月7日が常設委員会と農業委員会会長と女性農業委員との意見交換会、9日・10日は定例の現地調査、25日が総会、29日が樋脇町の藤の郷との農業者等と意見交換会です。

12月ですが、12月27日にさつま町農業委員会と薩摩川内市農業委員会と合同で、北薩地区農地利用最適化推進会議が川内駅コンベンションセンター（SSプラザせんだい）で鹿児島県農業会議主催で開催されます。

続いて、会議終了後、薩摩川内市農業委員会のみ忘年会を、Sキューブホテルしろやまで午後6時から開催いたします。

Sキューブホテルしろやまは、SSプラザせんだいのよこに建っているホテルで、2階の全フロアを薩摩川内市農業委員会用にご準備してあります。

なお、令和2年度から、新型コロナウイルス感染対策により委員の皆様方の懇親会を全く開催できておりませんでした。認証店においての懇親会については、感染以前のように解禁されております。

委員の皆様方は、誠に忙しい中恐縮ですが、12月27日は全員のご参加をよろしくお願い申し上げます。

その他の行事については、今後の予定等にお役立てください。

以上説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　そのほかに、事務局から何かございませんか。

事務局 　　（ありません。）

議長 　　それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、これをもちまして第31回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理 　　皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 14：30】